

令和7年第4回  
美唄市議会定例会会議録  
令和7年12月9日(火曜日)  
午前10時00分 開会

## ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

## ◎出席議員(14人)

議長	谷村知重君
副議長	楠徹也君
1番	永森峰生君
2番	伊原潤司君
3番	江川いつみ君
4番	海鉾則秀君
5番	古賀崇之君
6番	吉岡建二郎君
7番	本郷幸治君
8番	齋藤久美夫君
9番	山上他美夫君
10番	森明人君
11番	川上美樹君
13番	松山教宗君

## ◎出席説明員

市長	桜井恒君
副市長	土屋貴久君
総務部長	村上孝徳君
市民部長	児玉ゆかり君
保健福祉部長	谷村泰尚君
経済部長	佐藤剛司君
都市整備部長	荘司修君
市立美唄病院事務局長	藤井俊禎君

消防長	後藤博昭君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	上村名津美君

教育長	石塚信彦君
教育部長	杉本竜一君

選挙管理委員会委員長	中田礼治君
選挙管理委員会事務局長	堀澤宏史君

農業委員会会長職務代理	田中政幸君
農業委員会事務局長	五十嵐健太郎君

監査委員	福地英敏君
監査事務局長	高橋修也君

## ◎欠席説明員

農業委員会会長	畑雄二君
---------	------

## ◎事務局職員出席者

事務局長	門田昌之君
次長	新宗晃君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。

農業委員会会長畑雄二君は本日、都合により欠席のため、会長職務代理田中政幸君が代理出席いたします。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

6番 吉岡建二郎議員

7番 本郷幸治議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

9番山上他美夫議員。

●9番山上他美夫議員 令和7年度第4回定例会において、大綱1点、広報紙「メロディー」について市長にお伺いいたします。

最近町内会や自治会役員から、支給が停止されています広報紙配布手数料の復活を希望する声を耳にするところであり、市内16の町内会で組織する美唄市市街地域町内連合会では、先般、市に対し広報紙配布手数料の復活を要望いたしました。その要望は受け入れられることはありませんでした。広報紙の配布手数料は、過去には美唄市から町内会に支払われていた経緯がありましたが、平成19年からの市の財政健全化に協力するためとして、広報紙配布手数料の支給が停止されたままで、早17年が経過しており、市は近年、財政も健全化している状況でありますので、広報紙メロディーの配布手数料の復活を是非とも希望するところであります。広報紙の役割としては、市民に対して、行政方針の浸透や行政サービスの周知、住民参加の促進、地域への愛着や連帯感の醸成、さらには移住・定住や観光・企業誘致のための魅力発信といった情報発信する目的があります。また、広報紙メロディーの発行については、美唄市広報紙発行規則があり、その第6条において「広報紙は、市内の全世帯に無料で配布する」とうたっ

ていますので、市は広報紙メロディーを市内の全世帯に配布する義務があると感じております。美唄市の総世帯数は、令和7年10月末時点で1万427世帯ですが、市の広報情報推進課に広報紙の配布状況について問い合わせたところでは、広報紙メロディーの発行部数は1万150部ということであり、市内の総世帯数と比較して、発行部数は277部不足していることになり、広報紙発行規則にある「市内の全世帯に無料で配布する」とした要件が満たされていない状況であると思っておりますが、質問の第1点目として、総世帯数に対して発行部数が277部少なく、配達されていない世帯が存在すると思っておりますが、その理由についてお尋ねいたします。

次に、2点目の質問であります。広報紙の配布方法について、担当部署に問い合わせたところでは、発行部数1万150部のうちの72%に当たる7,510部を町内会組織などが無償で配布し、残りの2,640部については、コンビニやスーパーへの置き配と予備であるとのことでありました。しかし、美唄市広報紙発行規則による「全世帯に無料で配布する」とした観点から言えば、コンビニやスーパーへの置き配では、町内会組織に加入していない高齢者や障がい者は置き配場所に取りに行くこととなり広報紙の入手が困難なケースも考えられるため、全世帯への配布がなされていないのではないかと考えるところであります。市のホームページには「町内会がない地域でも、数件集まって配布を行っていただける場合や、病気や障がいなどで配置場所に出向くことができない場合は広報情報推進課のまちなPR係までご相談ください」と記載されています

ので、この要件で対応している件数は何件あり、どのように対応されているのかについて、お尋ねいたします。

次に、広報紙メロディーの配布手数料の復活についてお伺いいたします。市のホームページでは、広報紙メロディーの配布方法について、「町内会組織のある町内会については、町内会の各世帯に配布を行い、町内会未加入の市民については、コンビニや公共施設などに広報メロディーを配置する」となっておりますので、町内会が配布する数は全体の72%をカバーしており、町内会は広報紙配布の重要な役割を担っていますが、しかし、広報紙の配布については、先ほど述べたとおり、平成19年から無償で行っている状況であります。そこで、近隣自治体の広報紙の配布方法について、近隣自治体の広報紙担当部署に直接問い合わせ調べてみました。その結果であります。岩見沢市は、1部11円の配布手数料を町内会に支払い、町内会が配布している。滝川市は、年間1部290円で、町内会又は委託業者が配布している。月形町は、1部10円の手数料で町内会が配布している。奈井江町は、月2回発行しており、年間660円の手数料で町内会が配布している。三笠市は、1部当たり18円で新聞折り込みをしている。砂川市は、63人の広報委員に委託手数料を支払い配布しているとのことであり、近隣のいずれの自治体も広報紙には配布手数料を町内会などに支払っており、無償で配布しているのは美唄市だけあります。広報紙の配布手数料が復活し、町内会や自治会に還元することは、町内会や自治会の活動費が潤沢になり、町内会組織の活性化につながります。町内会とは、町内住民

が主体となり、いざというときの助け合いや、広報紙の配布、回覧版の発行、防火、防犯、防災、環境美化など多岐にわたり、住みよいまちづくりを行うための組織であり、行政だけでは対応できない細かな部分を担う大変に重要な存在でもあります。その意味で町内会が活性化することは、行政上、市政情報の伝達がスムーズとなり、高齢化社会における地域住民の安全安心な生活を守る手だてとなると考えております。町内会を支援し、活性化するためにも、広報紙メロディーの配布手数料を復活し、町内会に還元することを提案するところであります。以上の事柄を踏まえまして、広報紙メロディーの配布手数料の復活を是非ともお願いしたいと考えますが、答弁のほどよろしくお伺いいたします。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 山上議員の質問にお答えします。

広報紙メロディーの配布状況についてであります。令和7年11月末日における本市の世帯数は1万389世帯で、広報紙の発行部数は1万150部となっております。議員のご指摘のとおり、住民登録における全世帯に配布を行った場合、不足が生じることとなりますが、住民登録上の世帯数は世帯分離の届出などを含む世帯数であり、町内会などを通じて把握している世帯数より多く登録されているところであります。広報紙の発行部数につきましては、同じ住居にお住まいのご家族を一世帯と考えておりますことから、配布に必要な部数は確保されているところであります。

次に、広報紙発行規則による全世帯への配布についてであります。町内会等を通じて

配布いただいているほか、市ホームページへの広報紙の掲載や、インターネットで自治体広報紙を公開している「マチイロ」や「マイ広報」など、全世帯において広報紙を閲覧できる環境が整っていると考えております。また、町内会がない地域や、広報紙の配置場所へ出向くことが困難な方へは、代表の方へ配布依頼を行っているほか、個別の配布も対応しているところであり、その内訳としましては、町内会がない地域においては、39人の代表の方へ配布を依頼しており、町内会組織に加入されていない世帯で、配置場所へ出向くことが難しい方へは、26世帯について、個別送付を行っているところであります。

次に、広報紙メロディーの配布手数料の復活についてであります。本市では、厳しい財政状況から、一層の行財政改革を進め、自立に向けたまちづくりを行うこととし、町内会、自治組織等の皆さんのご理解をいただき、平成20年度から広報紙メロディーの配布手数料を廃止したところです。市の財政状況については、ここ数年は黒字決算を確保しておりますが、今後中長期的には、人口減少や少子化の進行に伴い、財政規模は縮小していくことが予想されます。このような中、将来世代への負担の先送りを回避し、少子高齢化の進展を見据えた時代のまちづくりを進めるためには、事業継続の可否も含め、限られた経営資源を効率的かつ効果的に投入するなど、さらなる予算の重点化が不可欠な状況となっております。このたび、配布手数料の復活についてご要望いただき、改めて管内における配布手数料の交付状況の調査を行うとともに、郵便や新聞折込など、ほかの配布手段につい

ても検討を行ったところであります。結果として、管内では町内会へ配布手数料を交付していない自治体も多く、交付額についても、町内会に与える影響は限定的であると考え、ほかの手段で配布を行う経費を計上するよりも、その経費をほかの地域サービスや市民の皆さんに必要な施策に充てることが効果的であると考えておりますことから、配布手数料の復活はしないという判断に至ったところであります。また、共助の地域活動として、広報紙の配布をお願いすることは、住民同士のコミュニティの絆を守る上で、金銭的な報酬以上に大きな意味合いを持っていると考えております。市といたしましては、町内会の皆さんのご理解をいただきながら、引き続き配布のご協力をお願いしたいと考えているところであります。以上でございます。

●議長谷村知重君 山上議員。

●9番山上他美夫議員 再質問させていただきます。

広報紙メロディーの配布手数料について、復活を要望する理由について再度申し上げますが、市と町内会は行政のパートナーとして無くてはならない存在であります。町内会の事業としては、回覧版の配布や自治体から住民への市政情報の伝達、防犯活動、防災活動、ごみ収集や清掃などの環境美化活動や、高齢者の見守りなど、地域社会における重要な役割を担っておりますが、そのような町内活動の重要性について、美唄市における一つの事例を申し上げますと、2021年2月24日に発生しました、東美唄町の水管橋崩落事故による大規模な断水時には、市からの要請で町内会を通じて、各家庭に断水の緊急通知を行い、市

民の生活を守った経緯がございます。この事案からも、町内会の存続と充実は市政運営において大変に重要なことであると考えます。先ほどの質問でも説明いたしましたが近隣の市町では、広報紙配布のための手数料や新聞折込料を支払っております。以上の事柄を踏まえまして、美唄市においても、町内会の存続と一層の活性化のために、是非とも配布手数料の復活をお願いしたいところでありますが、再度ご答弁のほどお願いいたします。よろしくお願いいたします。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 山上議員の質問にお答えします。

広報紙メロディーの配布手数料についてですが、共助を進める上で、町内会が地域社会において重要な役割を担っていただいておりますことに対し、市といたしまして、深く感謝を申し上げます。広報紙の配布をしていただくことで、市民の皆さんが主体的に地域の情報を伝える役割を担い、住民同士の連帯感や協力の精神を育むことができるものと考えております。協働のまちづくりを進めるという観点からも、町内会等の皆さんには、今後も配布のご協力をお願いしたいと考えているところであります。以上でございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

7番本郷幸治議員。

●7番本郷幸治議員 令和7年第4回市議会定例会に当たり、大綱1点、保健福祉行政について市長に伺います。

その一つ目として、市民後見人制度の活用促進と成年後見人等送付先住所変更の一括手

続について。認知高齢者の推計人数は600万人を超え、軽度認知障がいの高齢者は約400万人と推定され、さらに判断能力が不十分なものは認知高齢者に加え、精神障がい者が約460万人、知的障がい者が約110万人おり、これらを合わせると、全国でおよそ1,200万人に上ると推計されます。近年の高齢化の進展に伴い、認知高齢者の増加は社会的課題となっており、これに伴って成年後見制度の需要も一層高まると見込まれます。成年後見制度は、本人の生活や人権、財産を保護するため、契約や行政手続き等において支援を行う重要な仕組みであり、その利用拡大は地域包括ケアの推進に不可欠であります。特に市民が後見人として活動する「市民後見人制度」は、地域に根差した支援体制の強化に資する有効な手段であり、その活用促進が求められます。一方で、成年後見人や被後見人は、市税、国民保険税、障がい福祉、高齢者福祉など、多岐にわたる手続きを各窓口で個別に行う必要があり、手続きの煩雑さや負担が大きい現状があります。こうした負担は、市民後見人の担い手確保や活動継続にも影響を及ぼしかねません。行政側においても、これらの手続きを個別に受け付けることによる、事務負担は少なくありません。そこで、これらの課題を解決する一歩として、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みを導入することが有効であると考えます。これにより、市民後見人を含む利用者の負担軽減と行政事務の効率化の双方を実現できると考えられますが、以下何点か具体的に伺います。

一つ目として、本市における成年後見制度及び市民後見人制度の直近数年間の利用者数

と今後の見通しについて。

次に、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みの導入について、本市は課題を認識し、検討しているのか。

次に、導入に向けた具体的な検討状況及び実施時期の見通しについて。

また、市民後見人制度の活用促進に向けた市の取組状況と今後の方針について伺います。

次に、誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについて。現在、多くの人々が利用する施設には、赤ちゃんにミルクをあげることができる「授乳室」の設置が進んでおりますが、授乳室で搾乳もできることについては、まだ一般の理解が進んでおりません。産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や周囲の理解などが課題となっております。赤ちゃんに授乳しない場合でも、母体では母乳が作られるため、母乳が止まった状態を放置すると、傷みが生じたり、乳腺炎等を発症する恐れがあり、数時間毎に搾乳をする必要があるからです。しかし、職場に女性用の休憩室等がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、トイレで便器に向かって搾乳し、母乳を捨てたことがあるといった話も伺いました。WHOは2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、ILOによる母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなど、ルールを作るよう求められております。海外では、企業に対して従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っており

ます。しかし、国内においては、授乳室と搾乳室を併記した表示にしている行政施設や、大型商業施設なども存在しますが、まだまだその数は少ないのが現状であります。女性が出産後、安心して社会参画ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において安心して搾乳ができる環境を整えることが重要であると考えます。出産や子育てへの支援を充実するため、授乳室でも搾乳しやすい工夫や、職場における搾乳など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 本郷議員の質問にお答えします。

本市における成年後見制度等の利用者数と今後についてであります。札幌家庭裁判所岩見沢支部が取りまとめた令和6年8月現在における利用状況は、後見類型52件、保佐類型6件、補助類型7件、未成年後見3件、任意後見0件であります。今後は、高齢者の増加や知的障がい者など、判断能力が不十分な方で成年後見制度を利用される方は増えることが予想されます。

次に、窓口手続きを一括して行うことができる体制の検討と実施時期の見通しについてであります。本市におきましては、市民サービス向上のため、窓口業務におけるワンストップサービスの導入について、現在全庁的に取り組んでおり、後見人等の負担軽減も期待しているところであります。

次に、市民後見人の活用促進に向けた取組

と今後の方針についてであります。現在6人の方が市民後見人として登録していますが、市民後見人として受任しているケースはないと確認しております。本来は、法律の専門家である弁護士や司法書士が行う手続きや役割を業務として市民が担うことは、その難易度の高さから市民後見人の受任には至っていないのが現状です。このことから、市民後見人として登録している方が、美唄市社会福祉協議会が受任する法人後見事業の活動支援員として、実績を積んでいただき、スキルアップ講座などで制度の更なる理解を促すとともに、美唄市社会福祉協議会と市が協力しながら、登録者が市民後見人として受任できる体制づくりを進めてまいります。

次に、誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについてであります。本市では、授乳期の保護者の利用が多い子育て支援センター及び保健センターに授乳室を設置し、外出先でも安心して搾乳できる環境を整えているところがあります。搾乳環境の整備を求めるニーズについては、車での移動が多い地域特性もあり、これまで市民の皆様から具体的なご意見をいただいたことはありませんが、全国的には、授乳室が搾乳のために母親が一人でも利用できることを示すマークの掲示や、職場で授乳や搾乳がしやすい環境づくりを国も推奨していることから、理解促進の動きが広がってきているものと承知しております。そのため、市としましては、授乳期の保護者がお一人でも気兼ねなくご利用いただけるよう既存の授乳室にその旨を分かりやすく掲示するとともに、市ホームページなどを通じて、市民や事業所等に向けて、授乳や搾乳がしや

すい環境づくりについて周知啓発を行い、安心して搾乳できる環境づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

8番齋藤久美夫議員。

●8番齋藤久美夫議員 令和7年第4回定例会において大綱2点。1点目、元職員の背任事案関連については市長、2点目、補助金等交付業務については、教育長へお伺いいたします。

まず大綱1点目の元職員の背任事案関連であります。私は第3回定例会においても、元職員の再逮捕について質問させていただきましたが、主にそれ以降の状況について、さらに3項目お伺いいたします。まず、これにつきましては、今年の9月26日と10月24日に公判が行われ、9月26日の公判は元職員の収賄と背任の初公判で、これは新聞報道ではありますが、収賄については、令和3年7月から令和6年7月の間で、美唄市発注の上下水道工事の競争入札6件で、最低制限価格を水道設備会社に教え、その見返りに旅行代金など計約85万円を負担させた。これは既に8月29日に刑は確定しておりますが、背任については、起訴状によりますと、令和6年7月に下水道工事を受注した建設会社と共謀し、その工事の利息分を水増しして請求させ、市に対し損害を与えた。また、元職員は、この水増し分の中から自分にも渡すよう要求し、受け取った。さらに、これは水増し請求した工事の設計書で、施工を予定していた37か所のうち、実際には17か所の架空工事が含まれていたと検察側は強調しておりました。そして10月24日の第2回公判では、同じく新聞報道によれば、被告人質問が行われたとあり、事件を起こした動機、収賄にお

ける工事の最低制限価格を教えた方法が掲載されておりました。さらに、3回目の公判の日程については、後日調整を行うと聞き及んでおりますが、そこで1項目、裁判の経過について、第3回の公判が後日調整となったことで、何らかの市に対する聞き取り等があったのかを伺います。

次に、今年6月20日に元職員が背任容疑で再逮捕された後、市は「美唄市コンプライアンス委員会」を創設し、再発防止の取組として、実態検証の実施、職員倫理条例の制定、入札・契約制度の見直し、コンプライアンス研修の実施の四つの取組について、早急に進めていくとっておりました。そして私は、第3回定例会において、本事案の発生原因はどこにあるかの問いに、市長は「本件における原因の大きな要因の一つは、職員のモラルやコンプライアンスの欠如である」との見解を示しております。また、実務における管理職の確認行為においては、元職員の手口が巧妙であったため、残念ながらその時点では不正については確認できなかった。さらに、警察や検察は公判前ということで、捜査情報は開示できないことから、元職員の具体的な手口は知らされておらず、今後の公判の中で明らかにされると考えておられますと述べておりましたが、その中で私は、特に実態検証を数年に遡り、書類調査を実施するのであれば、業務遂行における組織の在り方の検証と管理職の職責について、管理職はこうあるべきという今後の業務の取組の調整をしていただきたいことは伝えております。そして、警察に押収されていた関係書類は、8月5日に返還されたことにより、令和2年度から令和6年度の5か年度

の書類を調査し、特に設計変更率の高い工事については、現地調査を併せて行い、かつ元職員と共謀会社に対する聞き取りを進めると言っておられました。

そこで2項目目は、この四つの現在までの取組状況とその成果の分析、そして事後への反映についてお伺いいたします。

そして3点目は、質問当初に背任の公判について、新聞報道された内容を述べましたが、その中で、下水道工事を水増しして市へ請求させ、その正規費用と水増し分の差額の損害を市は受けました。また、元職員はその水増し分から自分にも渡すよう共謀の建設会社に要求し、それを受け取ったと検察側は冒頭陳述で述べたとありました。一方、共謀の建設会社は不起訴となり、さらに市もこれを受けて、今年6月からの1年間の入札における指名停止処分を解除しております。しかしながら、元職員と建設会社は市に損害を与え、それぞれの額を受け取っております。その受け取り分は今後の公判の中で、あるいは市が元職員と建設会社に対し、聞き取りを行って明らかにしなければなりません。第3回定例会の市長の市政報告の中でも、金銭の着服があったと述べられておりましたので、この損害金に対する今後の対応についてお伺いいたします。

次に、大綱2点目、補助金等交付業務についてであります。令和7年度前期定期監査報告書を確認いたしました。指摘事項が2件挙げられており、いずれも交付金・補助金の実績報告書に関するものであります。その1件は、交付金・補助金の審査に要する実績報告書に収支決算書の添付はあったが、領収書や請求書等の写しが添付されていなかったというも

ので、実績報告書に対象経費の支出を証明する領収書等の写しが添付されていなければ、その対象経費や交付額が適正であることを証明できないし、交付関係書類は市職員と交付対象団体間だけで認識・理解できれば良いというのではなく、第三者が見ても、適正な交付であることが分かるように作成すべきである。また、交付対象団体の構成員として、市の原課で領収書等を保管しても、それは交付対象団体の書類であり、市の財政書類ではないとして、その立場の違いの明確化を指摘しているものであります。しかもこの件は、2年前の令和5年度の定期監査でも同様に注意をしているということから、指摘された事項の常習性を疑われかねないものであります。また、もう1件については、補助金等交付規則に定められた、補助事業等が完了したときの実績報告書を受領していないため、補助事業の成果や収支決算の審査、補助金額の確定を行っていないということで、私も改めて市の補助金等交付規則を読み返してみました。この補助金等の交付の一般的な手順では、交付を受けようとする補助事業者が補助金等交付申請書を提出し、その書類等を交付側が審査し、交付を決定し、交付決定額を通知する。そして、補助事業者等は事業が完了したときは、完了日から起算して2か月以内に実績報告書、これは事業所等の成果や収支決算書を記載したのですが、これを提出しなければならない。そして報告書交付側が審査して、交付すべき補助金額を確定したら、補助金等確定通知書により補助事業者に通知し、補助金を交付するものであると、このように手順が確立しているにもかかわらず、実績報告書

を受領せず、審査・確定を行った事務処理となった。

以上これらの2件について、一つ目は、発生の要因とその分析について。

そして二つ目は、その分析に基づく再発防止について、教育長に伺います。以上で、当初の質問を終わります。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 齋藤議員の質問にお答えします。

これまでの裁判の経過についてであります。元職員の2回にわたる公判については、収賄罪と背任罪の二つの事件については、同時に審議され、被告人及び弁護人ともに、いずれの事件についても起訴内容を概ね認め、元職員に対する意見聴取などが行われておりますが、現在、証拠書類や供述調書等の内容について、弁論準備期日を入れて双方による調整が進められているところであり、このことから、第3回の公判の期日が決定されていないものと聞いているところであります。また、公判は、検察側と検察に起訴された被告である元職員との間で行われているものであり、市は関係者ではあるものの、直接的な当事者ではないことから、現時点において認定されていない707万3,000円の水増し分の受領額、割合及び用途、水増しされた工事の概要のほか、警察や検察が行う市への追加捜査の有無なども含め、公判への影響が懸念されることから、市が言及すべきものではないと考えており、今後、公判の中で審議がなされ、明らかにされていくものと考えているところでございます。現在、元職員の公判が継続している中、元職員への事情聴取も困難なことから、唯一

の情報収集は公判の傍聴のみであり、引き続き、警察・検察に全面的に協力し、公判の進展を注視しながら、事実関係の把握に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、コンプライアンス委員会の四つの取組についてであります。初めに、実態検証の実施につきましては、令和2年度から令和6年度までの5か年における市発注の下水道工事の全事業について、書類調査を実施しているところであります。現時点においても、元職員が具体的にどのように工事発注の水増し請求を主導したのかということについて、公判中の情報として明らかにされていないところであります。このため、公判が終わるまで、全容の解明は難しいものと考えており、公判が終わり次第、速やかに検証結果及び再発防止策について、市民の皆様へ報告ができるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、職員倫理条例の制定につきましては、事件の再発防止に向けては、職員一人一人の公務員倫理の遵守が必要不可欠であることを踏まえ、職員の法令遵守と服務規律を再確認して、これを確実に保持するための指針として、現在の「美唄市職員倫理規程」を改編し、「美唄市職員倫理条例」を新たに制定するものであります。現時点における改編の内容としましては、職務執行の公正さに対する市民の疑念や不信を招くことのないよう、禁止される行為や容認される行為について、より具体的な条文に見直すほか、禁止される行為に対する処分例の追加について検討することで、不祥事の再発防止と市民の信頼回復につなげてまいりたいと考えており、コンプライアンス委員会の中で、実効性のある条例となるよ

うしっかり議論し、令和8年第1回定例会に提案できるよう、準備を進めているところであります。

次に、入札・契約制度の見直しにつきましては、事件の発生を受け、追加工事等による設計変更の目安、設計変更に当たっての管理監督者責任の明確化とチェック体制の強化のほか、最低制限価格の取扱いなどについて検討を進めておりますが、実態検証の実施と同様、現時点においても、元職員が具体的にどのように、工事発注の水増し請求を主導したのかということについて、公判中の情報として明らかにされていないところであります。工事の管理・監督につきましては、設計者が監督員、係長が主任監督員として行い、完了検査を行う検査員は、元職員である上下水道課長補佐が行っていたところであり、設計変更の内容について、元職員が担当に指示していたとの供述など、公判について注視しているところであります。現時点で詳細についての把握は難しいところであります。このため、当面の下水道施設の整備の進め方につきましては、当該施設の損傷状況を再確認し、市民生活に支障とならないよう、設計段階からのチェック体制の強化や業者への指導など、再発防止に努めながら整備を行っているところであります。

次に、コンプライアンス研修の実施につきましては、事件が発生したことについては、職員に公務員としてのモラルやコンプライアンスが欠如していることが大きな要因の一つであり、公務員倫理の遵守を再確認する「コンプライアンス研修」を随時実施しているところであります。これまで職員417名を対象と

して、本年11月25日から27日までの3日間、受講枠を一般職、係長職及び管理職の三つの職責別に設定して実施したほか、他の業務により受講できなかった職員を補完するために、12月にさらに3日間実施する予定としているところであります。こうした取組の実施を通じ、分析した結果や取組の結果を不正事案に関する報告書としてまとめ、再発防止に向けて全力で取り組み、モラルとコンプライアンスの保持と向上など、職員と一丸となって、市の信頼回復に努めてまいります。

次に、損害金に対する今後の市の対応についてであります。工事費用を水増し請求することで、市に損害を与えたとされる損害金707万3,000円の受取額、割合及び用途などにつきましては、現時点においては、公判により認定されていないところであり、今後明らかにされていくものと考えているところであります。今後の見通しは現時点において不透明ではありますが、引き続き、公判の進展を注視しながら、事実関係の把握に努め、地方自治法の規定による監査請求のほか、公判が結審して損害額が確定された段階で、損害賠償請求に係る民事訴訟の提起について検討したいと考えているところであります。以上でございます。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君(登壇) 齋藤議員の質問にお答えします。

定期監査における指摘事項の発生要因とその分析についてであります。初めに、定期監査における指摘事項の発生要因とその分析についてであります。このたび行われた定期監査において、対象事務の一部是正・改善

を要する事項として、2項目の指摘を受けたところであります。いずれも補助金等の交付事務に係るもので、美唄市補助金等交付規則及び美唄市教育委員会補助金等交付教育委員会規則に基づき行った事務に対するものでありましたが、前例を踏襲した収支決算書の提出のみで交付確定事務を行ったり、失念によって実績報告書を受領せず、補助金額の確定を行っております。これは関係する職員に限らず、教育委員会事務局職員の補助金交付に関する手続きの認識不足とチェック体制が適切ではなかったことが要因であると考えております。

次に、再発防止策についてであります。交付の審査・決定を行うに当たり、美唄市補助金等交付規則に基づき、事務処理の適正化及び再発防止に努めるほか、補助金に係る経費の適正な執行と透明性の確保に努めるとともに職員の事務に対する認識を高めてまいります。また、報告の督促や確認が遅延することがないように、再発防止策として、当該団体に対して、交付決定通知時に実績報告書の提出期限及び必要書類を明記した通知をするなど、期限厳守の徹底を図ってまいります。いずれにいたしましても、これを機に教育委員会事務局の全職員が補助金交付に関する手続きや期限管理の重要性を再認識し、補助金に係る事務処理の適正化及び管理体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 齋藤議員。

●8番齋藤久美夫議員 それぞれご答弁ありがとうございます。大綱それぞれについて再質問させていただきます。

まず大綱1点目の裁判の経過につきましては、公判は、市は関係者であるが、検察と元職員との間で行われているということ。そして、市への聞き取りの有無については、公判への影響が懸念されることだということなので、今後の経過については、私も引き続き関心を持って見ていきたいと思っております。

2項目目の取組については、まず、倫理条例制定については、市の倫理規定を改編して、条例を制定して、令和8年第1回定例会で提案できるように整備を進めるということ。そしてコンプライアンス研修は11月25日から27日、3日間実施したと。これは私も確認しておりますし、さらにこの間、受講できなかった職員は12月に実施するというのも確認して承知いたしました。あと、実態調査の実施につきましては、令和2年度から令和6年度の5か年における書類調査を実施しているが、現時点では、元職員の具体的な手口は、公判中の情報として明らかにされてないため、公判が終わるまで、全容解明は難しい。また、入札・契約制度見直しについては、工事の設計変更等に当たっての管理、監督責任の明確化、チェック体制の強化、そして最低制限価格の取扱い等について検討を進めている。また、元職員が設計担当者等に指示していた供述などが公判を注視していますが、これも現時点では、その把握は難しいということでした。しかし、特に実態調査と制度の見直しについては、これらのことは、市として、本事案は何かあって、何が課題であったかということを経験聴取して、これは先ほども困難であるとは言っておりましたが、できる限り実施して、そし

て他の職員からの聞き取り、これも先ほど述べましたが、元職員が担当者に指示していたということもあります。そして、ほかに関係部署等を含んでの聞き取りと、さらには全職員に対するアンケート等を実施しつつ、市長は、職員の任免権者としての責任と市における全ての発注工事の発注権者としての責任を果たす義務があります。

そこで、これらの事実認定をしっかりと実施して、再発防止策を検討すべきであるが、市長の考えを伺います。

それと同時に、組織としての管理体制、これは職員に対する業務量の適正化を含めたもの及び業務の統制調整、さらに管理者の業務に対する管理統制能力の向上などがありますが、コンプライアンス委員会では、入札・契約制度の見直しとは言っておられますが、これも部分的なものでありますので、庁内全体としてのガバナンス強化に向けた施策を検討されるのか、お考えを伺います。

3項目目の損害金の今後の対応については、損害金が公判により認定されてないので、今後、事実関係の把握を努めるとありますが、これも先ほどの発注権者として、書類調査を実施し、特に6月22日の新聞報道では、令和3年度から令和5年度にも下水道工事で13件のうち9件で、市が最終的に支払った工事費用の決済額が落札額の約2倍から4倍に膨れ上がったことが分かったということも記載されておりましたので、これらの期間を含めまして、損害金については、市がしっかりと監査して、賠償の有無及び賠償額を決定し、これを請求して取り戻すべきものであると思っておりますが、市長のお考えをお伺います。

次に、大綱2点目については、発生の要因については、一つは、前例を踏襲して事務処理をし、もう一つは、失念により報告書を受領しないままだったので、補助金額の確定を怠ったということで、交付に関する手続きの認識不足と報告書を受領したかどうかのチェック体制が適切でなかったということを承知いたしました。ここで、私が特に注視すべき点は、補助事業終了後に実績報告書の提出を受けていなかった点であります。補助事業者が提出すべき実績報告書の事業の成果及び収支決算等を審査することにより、この補助金が事業の目的に合致し、かつ補助決定の内容に適合しているかを判断できるものでありますので、再発防止策等にはありましたが、補助事業者に対する交付決定通知時に実績報告書の提出期限を明記して通知するだけにとどまらず、教育委員会としても、各種補助金等の交付決定をした場合には、補助事業名、申請日、交付決定日、補助額、事業完了時期等を一覧表に記載・整理し、全職員に対して補助事業の現況を「見える化」するなどして、補助事業者の提出書類等の提出状況を確認させ、もし遅延があった時は、管理職員が提出を催促させる等、しっかり業務を管理統制して、決して実績報告書の未提出、又は未受領による補助金額の確定を行った状態での補助金交付とならないようにしなければならないと思っておりますが、教育長のお考えを伺います。以上で再質問を終わります。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 齋藤議員の質問にお答えします。

再発防止策の検討についてでありますが、

現在、コンプライアンス委員会において、5か年度における市発注の下水道工事の全事業について調査を実施しており、元職員の公判が継続している中、現時点での全容の解明は難しいものと考えているところではありますが、元職員や関係職員に対する聞き取りを行いながら、事実関係を確認した上で、検証結果の取りまとめと再発防止策について取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。また、今後の公判の進展を注視しながら、地方自治法の規定による監査請求、損害賠償請求に係る民事訴訟の提起について検討したいと考えているところでもあります。

ガバナンスの強化に向けた検討につきましては、このたびの事件は、職員のモラルやコンプライアンスが欠如していることが要因であり、事件に対する当面の対策を優先的に進めることとして、全職員を対象としたコンプライアンス研修を行っているところですが、管理監督の立場にあり、指導的役割を担う管理職の在り方として、内部統制機能の確立と強化は必要と考えていることから、引き続き、研修計画に基づき、倫理感や責任感、業務を執行する管理能力を備えた管理職員の育成に努めるほか、内部統制制度の必要性につきましては、国のガイドラインの趣旨を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、損害金の今後の対応についてであります。今後、公判により明らかにされていくものと考えられる市に損害を与えたとされる損害金の額の認定に加え、コンプライアンス委員会における、令和2年度から令和6年度までの5か年度における下水道工事の全事業の実態検証による検証結果を踏まえ、事実関

係をしっかりと確認した上で、地方自治法の規定による監査請求のほか、全体の損害額が確定された段階で、顧問弁護士と相談し、損害賠償請求に係る民事訴訟の提起について検討したいと考えているところであります。以上でございます。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君 齋藤議員の質問にお答えします。

補助金等の交付についてであります。補助金確定事務につきましては、報告の督促や確認が遅延することがないように、再発防止策として、当該団体に対して、交付決定通知時に実績報告書の提出期限及び必要書類を明記した通知をするなど、期限厳守の徹底を図ってまいります。また、教育委員会事務局の全職員が補助金交付に関する手続きや期限管理の重要性を再認識し、補助金に係る事務処理の適正化及び管理体制の強化を図り、再発防止に努めるとともに、管理方法等につきましては、市長部局と協議し、検討してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 齋藤議員。

●8番齋藤久美夫議員 今回一般質問において大綱2点について質問いたしましたが、私がこの2点を取り上げて、そして質問をまとめているとき、そして答弁をいただいたことで、この2点は、ケースは違えどパターンは同じであるということを感じました。これらの事象の発生要因と再発防止策は手続きに対する認識不足、ルールへの認識不足、そして職員のモラルやコンプライアンスの欠如ということで、職員の法令遵守と服務規則を再認識させる、そして美唄市職員の倫理条例を制定するとい

うものであります。また、チェック体制が適切でなかったから、事務処理の適正化、管理体制を強化する。制度の見直しとして、監督者責任を明確化し、チェック体制の強化、そして事業者への指導の実施等々の答弁がありました。これを端的に言えば、ガバナンスとコンプライアンスの関係のことです。これらは相互補完的な関係であり、コンプライアンスは法令、企業倫理、企業規則を遵守することで、コンプライアンスを徹底することにより、ガバナンスの強化を貢献する。一方、ガバナンスは法令や規則を遵守させるための管理体制を作ることで、ガバナンスを強化することは、職員がコンプライアンスを遵守するように導くものとされております。また、ガバナンスが弱い状態のデメリットとして、一つは、会社内部の不正が防止できない。これは企業内の監視体制が行き届いていないので、不正や不祥事の発生リスクが高まる。また、管理者が不正に気づくことができなく、結果として不正防止ができないということでもあります。そしてもう一つは、管理体制が統一できない。これはガバナンスが効いていないと、各業務のコントロールができず、管理体制が統一できないため、業務が属人化となり、業務の中で当事者しか仕事の進め方が分からないため、サービスの質に差が生じたりすることです。まさしく今、本市に類似するものと私は思っておりますし、そう思う方も多いかと思っております。先ほどの答弁で、市長もガバナンス強化については、国のガイドラインの趣旨を踏まえて検討すると言われましたし、教育長は、管理方法等は市長部局と協議・検討すると言われましたので、この

コンプライアンスにとどまらず、特に管理者の管理能力向上と各種管理体制の確立、そして職員一人一人の業務量の適正化を合わせて、ガバナンス強化を強く要望して、最後は要望となりましたが、質問と要望を終わります。答弁は結構でございます。よろしくお願いたします。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、10分程度休憩したいと思います。再開は11時10分といたします。

---

午前11時04分 休憩

午前11時10分 開議

---

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を続けます。

一般質問を続けます。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員 2025年第4回定例会において大綱2点について、市長に質問します。

大綱1点目、庁舎の建替えについてです。

これまでも一般質問の場で庁舎の建替えについて、質問を何度かしてきていますが、現庁舎は耐震化されておらず、老朽化も見てのとおり進んでいます。昨日、夜11時15分頃にも青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5、最大震度6強の大きな地震があり、本市でも震度4を観測しました。まずもって、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。またその後も、今現在も北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されており、確率としては高くはないと言われておりますけれども、新たな大規模地震、東日本大震災級のものが来る可能性もあると、最悪のケースがあると

ということが言われている状況です。災害対応や防災拠点の中核的な役割を担うことを考えれば、庁舎はそのままにしておくことはできないと、改めて今回、昨日の地震からも実感したところです。また今朝、庁舎に来てみると、議員控室の1室で天井から水が漏れているという状況がありました。これは地震の影響なのかどうかは定かではありませんけれども、非常にやはり老朽化が進んでいるなどいうのを改めてここ最近も実感しているところです。喫緊の課題として取り組まなくてはいけないことは間違いありません。庁舎の建替えについては、市長も重要な課題として捉えられているということは、これまでの議論経過からも明らかであり、また、美唄市公共施設等個別施設計画において、耐震化又は建替えについて、令和7年度中に方針を検討することとなっています。これは、これまでも質問してきておりますので、是非この検討がどのように進んでいるのか、この検討の進捗についてお答えください。

大綱2点目、中心市街地活性化について質問します。昨日の同僚議員の質問でも同様の内容の質問がありましたので、その際の答弁を踏まえた上で質問をさせていただきます。

まず、中心市街地の商業施設について、第3回定例会の一般質問で買い物難民対策についてということで質問した際に危惧をしていたことが、かなり現実のものとなりかねない状況となってきています。3月の末で商業施設内のAコープの撤退が見込まれるということで、国道の西側に唯一のスーパーがなくなることになる。そうすると買い物難民の問題というのは明らかに深刻化していくことは間違い

ありません。放置してはいけない、対策が必須、こういった問題となってきたわけですが、同僚議員への答弁の中では、新たな食品スーパー等の誘致を含む支援を引き続き積極的に実行するとのことでした。その上で、別のアングルからの対策、第3回定例会でも少し触れられておりましたが、必要となっていくものと考えます。市としてどのように対応していくのかお答えください。また、新たな食品スーパー等の誘致といっても、Aコープの撤退の要因とされる中には施設の老朽化もあると聞いています。この老朽化が改善されないことには、誘致にも困難が伴うものと考えます。この困難、どのように解消して誘致を進めていくのか、この点についても市長の考えをお答えください。

次に、中心市街地の宿泊施設についてです。こちらも同僚議員の質問への答弁で、事実関係については、ある程度分かりました。当該施設については中心市街地活性化の上で大きな課題であり、何か手を打たなくてはならないという点も理解はいたします。その上で、私も同僚議員と同様に、今回、無償譲渡という話ですが、そのプロセスというのですか、順序と言いますか、そういったものには大きな問題があると言わざるを得ません。5月に所有者からの申し出があったならば、例えばこの間にあった定例会、第2回定例会、第3回定例会といった場で、市政報告など、そういった形で市民、議会に報告することが可能だったのではないかと考えます。市の中長期的な計画にも、この当該施設に関しては盛り込まれていないものと考えますけれども、取得するのであれば、例え議決自体は必要のない

ものとなるのかもしれませんが、報告は最低限なされるべきものだと考えます。合意形成がこのままではできていないという状況で進んでいくことになってしまうのではないかと思うのですが、それ自体がまずリスクであると考えています。また当該施設、これは建物自体ですが、5年以上使われておらず、安全上の問題も懸念されています。利活用しようにも、そのまま使うことは難しいかと考えます。改修にも、解体にも、多額の投資が必要となるものと考えますが、昨日の答弁では、まず取得してから利活用について検討するとのことでした。大枠だけでも、利活用についてはっきりさせてから譲渡を受けるべきではないのでしょうか。市長の考えとして、具体的にどういった利活用を現状で検討しているのかをお答えください。

●議長谷村知重君(登壇) 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 吉岡議員の質問にお答えします。

庁舎の建替えについてであります。庁舎は昭和50年に建設されて以来、50年が経過しており、老朽化の進行に加え、建築基準法の新耐震基準を満たしておらず、将来的に耐震化や建替えが必要であると考えているところであります。令和3年6月に策定した「美唄市公共施設等個別施設計画」では、庁舎の再編方針は、建物を維持するために必要な修繕を行い、当面、建物の更新をせずに、令和7年度までに耐震化又は建替えについて方針を検討するとしていたことから、庁舎は、これまで部分的補修によって対応しており、今後の方針について検討するため、本年度、庁内に職員による庁舎改築等庁内検討会議を設置した

ところです。この検討会議は、副市長をトップとし、庁舎改築等に関し問題点や課題を整理し、事業手法や事業費などについて、調査・検討するものであり、会議には必要に応じて、部外の有識者等から意見を聴取できることとしているところです。また、本市はこれまで病院建替を優先的に進めてきたところであり、本年度におきましては、総合体育館の空調設備工事や公営住宅建替基本計画に着手するほか、国設スキー場の実施計画に着手しており、恵風園・恵祥園建替等基本計画策定に向けての準備などを進めていくこととしております。こうした中、庁舎の建替については、人口減少や高齢化を見据え、有利な起債の活用のほか、財源の確保に向けた基金の設置の必要性や、市民会館などの社会教育施設との施設機能の集約化、複合化など、課題も多くあることから、庁舎の在り方や公共施設全体の配置計画など、近隣で庁舎を改築している他市の事例なども参考にしながら、最終的に耐震化、あるいは建替について、本年度中に判断してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、庁舎は様々な行政サービスを提供し、日常における市民の皆様暮らしを支える役割を果たすとともに、災害対応や防災拠点の中核的役割を担う施設であり、市民サービスの低下を招くことのないよう、また、必要に応じて、市民の皆様へ説明を行い、理解が得られるよう、検討を進めてまいります。

次に、中心市街地の商業施設についてありますが、Aコープ撤退後、国道より西側の市民生活に影響が生じる重大な課題であると認識しております。市としましては、新たな

食品スーパーの誘致に向け、粘り強く働きかけておりますが、現時点でその解消には至っておりません。その上で、仮に速やかな誘致がかなわない場合には、特に移動手段の確保が難しい高齢者などへの支援が必要であり、現在、民間事業者が展開している移動販売や宅配サービスの活用について、事業者との連携を強化しながら、対応策を講じるとともに、無料買い物バスへの支援などに努めてまいりたいと考えております。また、施設が老朽化した状態では、テナント誘致に影響を及ぼすものと認識しておりますが、現状、当該施設は協同組合コアびばいが所有しており、同組合が、国や道の補助金を活用して改修を行ったとしても、新たなテナントの出店が確約されるものではないことから、テナント出店の交渉等を踏まえ、慎重な見極めが必要だと考えております。さらに、協同組合の経営状況は非常に厳しさを増しており、事業継続そのものが危惧される状況にあります。「施設存続」と「テナント誘致」の双方の課題が複雑に絡み合っており、非常に難しい課題を抱えているものと認識しております。いずれにいたしましても、市といたしましては、まずはテナント誘致の可能性を引き続き全力で探るとともに、コアビバイの今後の在り方について、検討を進めてまいります。

次に、中心市街地の宿泊施設についてありますが、当該施設は5年以上休館状態が続き、このまま放置されれば、地域経済の停滞や安全性・景観の問題など、市民生活への影響が拡大する恐れがあります。現在は民間所有のため、市の主体的調査や用途可能性の検証といった具体的活用案を考えるための制約があ

ることから、利活用の用途を先に整理するだけでは議論が前に進まず、結果的に解決が遅れ、建物が放置されていくことによるリスクが増大していくものと考えております。このため市といたしましては、利活用の方向性の検討と譲渡の受入手続きを並行して進めることが最も現実的かつ合理的であると判断したものであります。なお、現時点では具体的な用途について決まっておりませんが、現在検討中の中心市街地活性化基本計画の中で、官民連携による多機能施設の検討について盛り込み、再生を図るものと考えているところであります。今後、民間事業者との連携やPFI等の官民連携手法、複合的な用途など、幅広く検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

●議長谷村知重君 吉岡議員。

●6番吉岡建二郎議員 答弁ありがとうございます。再質問いたします。

庁舎の建替えについて、答弁は理解をいたします。11月に市議会の総務・文教委員会でも都市行政視察を行い、四つの市の新設された庁舎について視察をしてきたところです。計画がスタートしてから、実際にその庁舎が立つまで、四つの市で短いところでもやはり5年以上、長いところだと11年間かけて計画をより良いものにし、また市民説明を丁寧に行ってきた背景を伺ってきました。今ほどの答弁で、本年度中に耐震化、あるいは建替えの判断をするとありましたが、そこがスタート地点となると思います。そこから長い時間を要することになると考えます。方針を出して、年度内でこの方針に関しての市民説明を十分に行っていくというのはなかなか難しい

ことと考えますので、是非とも丁寧な説明を心掛けるために、時間をかけて行っていただきたいと思います。やはりスタートを誤ると、なかなかその先進んでいくことも困難が伴うと思いますので、是非とも丁寧な市民説明に関して市長の考え、お答えください。また、視察した先、富良野市では、文化会館との複合庁舎、本当に庁舎と文化会館が一体となっていて、これだと文化会館で何かコンサートがあったら音が聞こえてくるのではないかというぐらいの形の複合庁舎となっていました。そちらを視察させていただいたんですが、複合化することで、文化会館自体の利用も増えて、また庁舎に来る人の数も増えたという話です。一方で、庁舎としての機能を損なわないもの、音漏れなどがなく、あと議会ですとか、そういった大事な会議のときにはなるべく音の大きいイベントは行わないといった形で運用していくなどで、大変本市にとっても参考になる1例なのかなと感じたところです。本市もやはり検討を進めていく中で、社会教育施設との複合化、これは有力な選択肢の一つになっていくのではないかと認識していますが、メリット・デメリットという点を計画段階で明らかにして、丁寧に市民、そして議会に広く説明をし、理解を得ていくことが必要と考えます。もちろん複合化をする、しないはまだ決まっていないですし、建替え、耐震化もまだ決定はされていませんが、様々な点で市民に理解を、そして議会に理解を得ていくことが必要ですので、このメリット・デメリットなどを明らかにしていくという点に関して、市長の考えをお答えください。また、今回の都市行政視察、建替えの際の説明資料、他市

のものを見ますと、耐震化した場合と建替えた場合とで、耐用年数や総事業費の比較、それを公開しているという市がありました。この取組、非常に参考になるなど私は感じています。実際に数字で何年持つ、どのぐらいの金額がかかるというのが見れると、どちらが良いのか、なぜどちらかの選択に至ったのかというのが非常に分かりやすいと感じます。それぞれの長所、短所が対比できる形の資料、市民目線から見ても分かりやすいのと同時に、その検討結果に至る議論を説明する際にも非常に役に立つと考えます。本市でも是非、耐震化と建替え、どちらにするかはこれからだと思いますけれども、具体的に比較して、市民周知を行うべきだと考えます。市長の考えをお答えください。

中心市街地活性化について、商業施設については分かりました。非常に重大な問題であるということで市長としても、議会としてもお互い認識をして、しっかり議論を重ねて、対策を打っていかなくてはならないという認識です。市民が買い物難民とならないよう、今後も深く議論を進めていきたいと考えます。宿泊施設についてですが、解決が遅ければ、建物が放置されることによるリスクが増大する。今ほどの答弁でもあった点については一定の理解をいたします。しかしながら、この議論経過が明らかになっておらず、不透明であると言わざるを得ません。譲渡の受入手続きを進めているとのことですが、市として、その判断をどういった形で、どのような議論があって、いつ下されたものなのかをお答えください。

また、譲渡の受入手続きを今後進めていく

とのことですが、利活用については、やはり昨日の同僚議員への答弁と同様に、具体的なものは今決まっていないというお答えでした。せめてその建物自体を解体するのか、それと改修して利活用をするのか。その程度は決めてから受け入れするという方針がない状態では、建物がそのまま放置されるというリスクというのは大きく変わらないのではないかと私は考えます。さらに言えば、解体するにせよ、改修するにせよ、その後の方針という部分、明らかにした上で市民合意を得てから、話を進めていくということが大事な部分ではないかと考えています。市長は昨日、同僚議員の質問への答弁の中で、リスクの整理だけに議論が留まってしまえば、問題はいつまでも前進せず、結果として現状が長く放置されることが懸念されると答えています。言葉としては、非常に理解はできます。ただ、議論をすることで合意形成を得ていくというのも、プロセスとして非常に大事な点であるのと同時に、リスクの整理というのは、こういったときには必ず必要になるものではないでしょうか。執行側でリスクの整理をされているんでしょうけれども、その点に関して説明などがない状態で、話を受けて、分かりましたとは、なかなか市民としても議会としてもならないと考えています。まず、その議論をするということが重要だと考えますが、市長の考えをお答えください。

あわせて、本件に関して過去に当該宿泊施設、同僚議員からの一般質問の中でも触れられていたものかと記憶しています。議会も、そして市民もある意味関心が高い事案だったということとして私は認識しております。方

針について、そういったある種重要な案件について、公にできるという段階に達したのであれば、まちづくり勉強会、今回11月に行われた一部の市民が参加しているという場で、市としての見解を初めて打ち出すということではなく、今後、こういった際には広く市民、議会に対して周知をするという手法を執ってもらいたいと考えています。その点についての市長の考えをお答えください。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 吉岡議員の質問にお答えします。

庁舎の建替えについてであります。美唄市公共施設等個別施設計画に基づく庁舎の再編方針については、庁舎改築等庁内検討会議の中でしっかりと議論し、耐震化あるいは建替えについて判断してまいります。また、方針確定後につきましては、総合体育館、公営住宅、国設スキー場、恵風園・恵祥園において、設備工事や設計などの取組を進めていることから、庁舎を改築するまでには時間を要するため、一定の時間をかけて慎重に検討を進め、必要に応じて市民の皆様への説明を行い、理解が得られるよう努めてまいります。

次に、庁舎の集約化・複合化についてであります。美唄市公共施設等個別施設計画の再編方針として、「建替えを行う場合には、現状の規模や機能のまま更新するのではなく、機能の集約化や複合化等を併せて検討することにより、より良い住民サービスの提供の可能性を検討すること」としており、庁舎改築の時期とほぼ同時に更新の時期を迎える社会教育施設等々の集約化・複合化の効果について、他市の事例なども参考にしながら、しっ

かり検証してまいります。また、耐震化あるいは建替えについての判断に当たっては、それぞれのメリット、デメリットのほか、耐用年数や経費を具体的に比較し、その判断基準や判断理由を市民に分かりやすく説明してまいります。いずれにいたしましても、庁舎の改築に当たっては、地域の象徴的な存在としての役割を果たすことを考慮する重要なプロジェクトであると考えており、財源の確保はもちろん、単に建物の改修や建替えにとどまらず、市の将来像を見据え、行政機能の効率化、住民サービスの向上、地域との連携、環境への配慮など、市民の皆さんを巻き込んだ議論をさせていただきながら、慎重に検討を進めてまいります。

次に、無償譲渡の受入判断に至る経緯についてであります。本年5月、スエヒロ所有者から土地・建物の無償譲渡の申し出を受けた段階で、市といたしましては、関係部署において、利活用の方向性や課題の整理など、基礎的な検討を開始したところであり、その後、民間との連携手法の在り方を含め検討を深めるとともに、所有者の財政状況の確認など、必要な調査を行い、12月初めに、関係部署が集まり、想定されるリスクや利活用の枠組み等について、最終的な整理を行い、市として譲渡受け入れの進めることとしたところであり、

次に、建物の取り扱いと今後の検討の進め方につきましては、建物の長期放置に伴う安全性や景観への悪影響は時間の経過とともに深刻化するものであり、まずは無償譲渡を受け、所有権を市が確保した上で、中心市街地活性化基本計画に盛り込み、再開発に伴う財

源確保などについて、速やかに議論を進めてまいりたいと考えているところであります。また、情報発信の在り方につきましては、11月8日の「まちづくり勉強会」における私の発言は、多様な可能性を探る中での一つの考え方を示したものであり、その時点において市としての方針が確定していたものではないところであります。その後、庁内議論を加速させ、無償譲渡を受け入れる方向性とその手続きを整理し、譲渡受け入れの判断に至ったものであります。いずれにいたしましても、無償譲渡後の利活用の在り方をしっかり検討していくことが最も重要なことと考えていることから、市民の皆様にも丁寧にお伝えするとともに、予算措置を伴う重要な政策判断となりますことから、市議会議員の皆様としっかり議論を重ね、ご意見、ご提案をいただきながら、より良い判断につなげていくことが不可欠であると考えております。以上でございます。

●議長谷村知重君 吉岡議員。

●6番吉岡建二郎議員 庁舎の建替えについては、理解をいたしました。昨日の地震のような災害があると、どうしても現状の耐震化されていない現庁舎に対して、非常に不安に思う気持ちが強くなってしまいます。ただ焦ったとしても、すぐに庁舎の建替え、若しくは耐震化ができるという話ではないのも事実です。できるだけ速やかに、同時に丁寧に市民説明しながら、庁舎の今後について議論を進めていくこと、丁寧に説明するというのが遠回りのようで、恐らく1番の近道なんだと思います。市民理解をしっかりと得ながら進めないことにはたどり着けないものですから、し

っかりと議論を続けていきたいと考えます。

中心市街地の宿泊施設について、答弁の中で、このまま放置することのリスクについて、市長のおっしゃることは理解ができます。確かにそうなんです。今でもやはり不安に思う市民はたくさんいます。なので何らかの手を打たなくてはいけないのは確かなんです。一方で、今後の在り方、これが具体的に示されないまま、さらには市民と議会との合意形成が現状できていないという中で、現時点で取得ということ、譲り受けるということ、判断するというのはなかなか理解が難しいところです。市長の任期は残すところ約1年半です。今回のように合意形成が十分でない状態での取得となれば、この任期中にしっかりと方針を固めて、理解ができる形で、市民にも議会にもしっかりと説明をして、合意形成をその場でしていくということが必要になっていくと考えます。無償譲渡を受けることで、当該施設が市の所有物となり、その処遇が決まらないまま負の遺産となっていくということはあるとはならないことです。先ほど申しましたけど、残す任期は1年半、どのような方針を打ち出していくのか。また、市民への周知について、今後どのようにしていきたいと考えているのか。市長のお考えをお答えください。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 吉岡議員の質問にお答えします。

スエヒロの無償譲渡後の方針についてありますが、現時点では、利活用の具体案が固まっているわけではなく、取得後の財政負担や将来の市政運営の影響について、慎重に見極める必要があることも十分認識しておりま

す。今回、無償譲渡を受ける判断をしたのには、将来の選択肢を確保するために、まずは市として無償譲渡を受け、管理権限を持つことが不可欠であるとの考えによるものであり、取得そのものが最終的な目的ではありません。今後の進め方といたしましては、利活用の方向性について白紙の状態から幅広く可能性を検討し、市議会議員の皆様とも十分議論を重ねながら、市民の皆様にも利活用の方向性を示してまいります。また、市民への周知につきまして、丁寧な情報提供と対話に努め、市民の皆様への不安や疑問にしっかりと向き合う姿勢を大切にしております。いずれにいたしましても、取得が市の将来にとって負担とならないよう、財政面・利活用面の双方から、慎重かつ段階的に検討を進め、市議会と市民の皆様が開かれた形で対応してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 吉岡議員の本件に関する発言は既に3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書の規定により、特に発言を許しません。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員 再度のご発言の許可を取り計らいいただき、議長に感謝をいたします。

質問の答えとしては、私は完全に理解ができるというものではないんですが、一定の理解ができる面もありました。中心市街地の宿泊施設について、やはり今回の中心市街地の宿泊施設の無償譲渡のように、市民からも議会からも関心が高いというもの、その上で、これまでの市の計画の中には具体的に盛り込まれていないようなものであれば、そういっ

た案件を進める際には当初の質問の際にも私から言いましたけれども、定例会で市政報告を行うですとか、若しくは議員協議会の場をもって報告をいただくですとか、そういった形をとって、何らかの形で話し合いをしながら、合意形成を作っていくことで、スムーズに進んでいくのではないかなと考えるところです。今後、同じような案件があった際には、是非とも今回のような形にならず、こまめにといいますか、何らかの形での報告をいただいて、その上で合意形成をしていくという形で、議会であるとか議員協議会を是非とも利用していただきたいと考えます。その点についての市長のお考えをお答えいただきたいと思っております。

また、「まちづくり勉強会」のお話です。市長はその方針の一つのものとしてお話をされたということで今ご答弁いただきましたけれども、市長のお話、非常に明快で分かりやすく、力強い言葉でお答えになるんだと思うんです。そうすると、どうしても決定事項かのように聞こえてしまうことが多いのかなと。是非、今後は未確定のお話というんですか、そういったものを市民の前でされる際には、これまでも気を付けてらっしゃるかと思うんですけれども、これまで以上に注意を払って、あくまで未確定のものであるというのを、念を押してお話をされた方が良いのではないかと考えます。今回出てきたとき、報道によるのもう確定事項かのような話で市長がお話しになられたという報道でした。実際、今回の議会でのこの件についての同僚議員からの質問の答弁を聞くと、無償譲渡の方向で進めていくというご答弁でしたので、言ってしまえば11

月の段階でそういったお話をしたから、それを12月議会で間に合わせるために急いでやっとなと捉えられても仕方がないような経緯になってしまうのかなど。そういったことがないように、是非とも様々な市民と対話をするというのは非常に重要なことですし、是非行っていただきたいところなんです。ただ、断定的な答えにならないように、断定できないものに関しては、それを我々も聞いていない状態でされると非常に混乱も生じますし、それはもちろん市民の中にも混乱が今回生じますから、そういったことがないように今後、是非とも気を付けていただきたいと考えるのですが、その点について市長どのようにお考えかをお答えください。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 吉岡議員の質問にお答えします。

「まちづくり勉強会」において私の私案、一つの方向性としてのお考えということをお述べたことにつきまして、断定的な、確定的な情報であるというような一部の広報紙といますか、情報誌によって、このような形で皆さんとの議論の前にあたかも確定したかのように伝わってしまったことについては、誠に遺憾に感じております。私の心情としては、市民の皆様と膝を突き合わせて、様々な意見をぶつけ合うことがまさに「まちづくり勉強会」なのではないかなと思っておりましたので、その場において、私の考えをお述べさせていただいたまででございます。一方で、吉岡議員にご指摘いただいたような、私の立場上、そしてもの言い上、そういった形で断定的に捉えられた市民の皆さんがいらっしゃる

るかもしれないということにつきましては、今回いただいたお話をしっかりと胸に受け止めて、今後の対応について生かしてまいりたいと考えております。一方で、この宿泊施設の件につきましては、私が就任以来2年半たっても全く状況が動いていない状況にあります。この間の検討、これはあくまで私の中での検討ということで申し上げさせていただきますが、やはり内部の状況ですとか、地権者の情報、様々な情報を得るということをお丁寧にこの2年は行ってきただ中で、やはり急がなければならぬなと思ったところは、全くこの状況が動いていないことに加えて、地権者の方から、民間での活用はもう断念するというお話をおいただいたこと。加えて隣接する商業施設においても、待ったなしの状況で、エリアを考え直していくという必要が迫られていること。様々な要因をもってこのタイミングであるという所感を得た中での判断をさせていただきました。皆様におかれましては、宿泊施設の状況が危険な状態であり、大変な状況であり、あんなものがずっと残ってしまっていて困ることについては、皆様ご認識は一緒なのではないかなと考えております。その状態において、皆様と共有しなければならない、事前に把握するという部分に関しては、やはり民間での活用がなされることがこの後全くないだろう、加えて、このまま民間の土地としてそのまま存在し続ける可能性が高い、また、答弁で申し上げたように民間の土地に対して公が何らかの方針を示すということに関して、多くの制約、例えば民間事業者に対して何かしらアイデアを募るサウンディングの機会、そういったものを

作ろうとしても、なかなか便宜上、道義上そういったことが認められないというようなところも社会的にございます。そういったことを踏まえながら判断をしっかりとさせていただいたことにつきましては、皆様にこの場をもって、様々な一般質問を予定する形でお話しできたのかなと考えております。今後につきましても大切なのは、宿泊施設の跡地をどう利活用していくことができれば、この判断が正しかった、適切となっていくのかと思いますので、皆様からご意見、ご提案いただきながら、宿泊施設跡地にとどまらず、中心市街地全体の問題として、皆様と課題感の共有、そして新たなアイデアの創出ということに取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きの議論、そしてご指導よろしく願いいたします。以上でございます。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 加えてご答弁申し上げます。

市政報告等々での報告の機会というのがあったというご指摘につきましては、市政報告をする議会の前の段階、議案を作っていく段階において、皆様に報告できるほど議論が煮詰まってないというような状況であったことが報告に至ってない大きな原因だと思います。先ほど申し上げたとおり、5月に譲渡の打診を受けてからの検討というのは基礎的な調査や研究であったというような状況ですので、その点について庁内的な議論を進めていたという状況でございます。本来であれば、今回若しくはこの後行われるであろう臨時会や定例会の場において、取得に向けての報告というような手続きになったのではないかなと、今となっては想像するところではありますが、現

在の状況においては、この議論をもってお話しさせていただきましたが、今回のような注目度の高い案件を取り扱うときの皆様との情報共有というところに対しての一つの教訓にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

2番伊原潤司議員。

●2番伊原潤司議員 令和7年第4回定例会における一般質問、1点に絞って市長にお伺いをいたします。

このたびの質問の視点は、メロディーだけであります。まず、本年度の予算執行状況についてということで、質問をさせていただきたいと思っております。

その中身は、就任以来2年を経過いたしました、市長選以来掲げてこられたオリジナルのスローガンとの現状の乖離についての市長のご所感を伺いたいということでございます。

「未来に持続可能なまちづくり」あるいは「皆がときめく未来を語るまち」という言葉があちこちで目に触れ、耳に届くわけですが、未来への投資ということで切り口を求めておりますが、これは結論から申し上げて借金に縛られた硬直的な財政、実際の執行は極めて数字から見ても後ろ倒しになっている。9月末で半年以上、既に今年度経過いたしておりますけれども、4割前後の執行率が並ぶ義務的な経費の中心については、4割、5割が執行されておりますが、これは時間的な経過からいっても妥当と思われま。令和7年度はそもそも効率化、未来への投資、DXで未来志向の行財政改革に歩み出す年であると位置付けであった年だと認識をいたしておりますが、

この前提からすると、看板の未来への投資は、6か月経っても大半が未稼働、あるいは借金を増やす理由にしたプロジェクトの進捗が市民からは見えない。総合福祉センターの整備、道路、橋梁、河川整備、排水機場、さらにはスキー場が加わり、これに加えて、ただいまも同僚議員からの質問にもございましたとおり、コアビバイの問題、それからスエヒロの問題、これら等々がどんどん積み重なっていくわけですが、執行率を見ると、国保、介護保険サービス、後期高齢者医療等々、社会保障系の特別会計につきましては、その収入率、あるいは執行率ともに概ね4割から5割台、保険料の給付及び義務的な支払いは予定どおり、機械的に進捗しているというようなどころに対し、市民バス、あるいは介護サービス事業会計等々につきましては、企業会計のうち資本的収支、これはいわゆる施設更新とか投資については、10%から30%程度の低い執行率、0%が並ぶ部分もあるということが見て取れるところでございます。暮らしを守る、未来へ投資すると言いながら、まちの質的変更に直結する裁量的事業は、執行が遅れているということは明らかであります。事業の優先順位を見直すと宣言されておりますので、本来ならば、何を削って何に厚く配分したのか。その結果、どの分野の執行率が早く進んでいるのかということも示すべきだろうと考えますけれども、公表されているのは、会計別の大まかな執行率だけで、優先順位の結果が市民には見えない。あくまでも市民からどう見えるかという視点からのお話でございますが、メロディーの4月号で、細かな数字を申し上げても、時間的にも制約がございます

ので、市債の残高は明らかでございますけれども、今現在、市民1人当たり80万9,813円という数字が示されてございますが、市債の残高についてはそのような形になっておりますし、令和7年度も借入増の方針が明示されているところでございます。一方で、本年9月末の市債残高につきましては、一般会計の市債残高並びに公営企業会計等々の合計で見ますと280億円台の市債残高となっており、これだけの借金を抱えた状態であるということでございます。つまり、借金は確実に膨張している。その借金で何をどこまで整備して、市民生活がどう良くなるのか。執行状況からはほとんど伝わっておりません。令和上半期の実態として、未来への投資と言いながら、借金の増加だけは確実に先行いたしておりますが、執行は慎重過ぎるほど後ろ倒しではないのか。リスクの先取りでリターンは市民から見えにくいし、見せる工夫や努力が不足しているのではないか。今ほどの同僚議員の質問からも中身が見えないまま、いろんなことが先行するという傾向は如実に表れていると思われま。こここのところテレビ等々、マスコミでのニュースにもなりますが、金利の上昇で利払いで補正を組まなければならないという必要に直面していることも見逃すことではございません。耳障りの良い言葉として、令和7年当初予算の新規の目玉、DXあるいはシティープロモーション等々、これらに対する施策については、細かな端数までは申し上げますが、6,000万円、4,000万円、7,500万円、3,700万円という額にしたらさほど大きなものではありませんが、ブランド、スーパーアプリ等々の言葉遣いが並び、9月号の財政事情では個別

事業の執行額や執行率の情報は出てきておりません。住民サービスの向上、行財政運営の効率化というスローガンと、それに付けた予算は分かるけれども具体的な成果が示されておらず、市民には見えていません。自分たちの暮らしがどう変わるのかという想像すらなかなか難しいといった点から申し上げますと、市政が本気で効率化と未来への投資を掲げ、取り組んでおられるのであれば、現状の投資額の執行状況、それに伴い削減できた業務量や時間、市民の利便性の変化、ここまでセットで公表されなければ、流行り言葉からする、流行に乗り遅れない、何となくスタンスを示したということにとどまるのではなかろうかと受け止められかねない。そうなっても仕方がないと思われる部分が散見されます。あわせて、同じく市政運営上のクッション、いわゆる預金、貯金について拝見させていただくと、9月末の基金残高、いわゆる財調は14億3,000万円ほど、減債基金に至っては2,680万円、その他特定目的基金の合計も19億円余り、合計で33億6,800万円の規模にすぎません。美唄市は冒頭で述べましたとおり、一般会計の当初予算で195億9,500万円、全会計では331億7,000万円で回っているまちであります。つまり、年間の流れるお金は330億円を超える、何かのときの貯金は30億円台前半、市債残高は280億円台に乗っかってきたという構造で、行政規模の縮小ということは、人口減少に伴う市長の議会での答弁の中でも、財政規模が縮小していきますというお言葉は市長の口から漏れております。何かあったときの緊急事態、不測の事態対応の保険としては、このクッションはかなり薄い予防措置で、綱渡り財

政とは申せませんでしょうか。総合福祉センターの整備、道路河川橋梁整備、デジタル防災無線、各種DX投資といった長期負担を伴う事業を積み上げているのが令和7年度予算であり、上半期の執行状況で見ると、まだ大きく踏み出してはいないが、借金と固定費の種はまき始めたということが読み取れるのではなかろうかと考えております。「皆がときめく未来を語るまち」と数字から読み取れる縛られたギャップという実相、「未来に持続可能なまちづくり」が市長のビジョンで、美唄のミッションは、企業誘致や建設ではないとまでおっしゃった市長でおられますが、数字から見える実働は市税比率が10%、地方交付税4割、市債1割、寄附金は5.5%という自立しているとは言い切れない、不確定財源に依存する歳入構造、借金残高は3年連続で増加、280億円台に達しているということは先ほど申し上げました。上半期執行率は4割前後で、未来への投資が実感できる段階ではございません。財政の実態は、借金と義務的経費に追われるまちになっております。今後とも、またそのように進むであろうということが予測されます。この絞られたギャップを直視せず、目を背ける限り、ミッションやビジョンは、単なるキャッチコピーで終わる意見はございませんか。これらを市民目線で言えば、借金は着実に増加している。未来が確実に良くなる実感はまだ生まれてこない。何かよく分からないが、DX、未来への投資だという言葉は先行しております。今なすべきことは、借金を増やす前に何を思いとどまって辞めるか。DXや施設整備で何年後にどんな現実的で数値的な成果や変化を起こすのか。その途中経過

を執行率をセットで具体的に公開する。ここまで踏み込まなければ、批判に対する反論は日に日に難しくなるということが十分に予想される現況でございます。ここらについて明確な、これは将来のことを語るというわけですから、なかなか明確に申し上げるのも難しい部分はあるかと思っておりますけれども、ここまでの現実を踏まえて、市長の就任以来2年半の所管をお願いするというのが今回の質問の趣旨でございますけれども、想像は程々に、可能なご答弁かと思っておりますけれども、どうぞただいま申し上げたような、実際にこのメロディーに記載されている数字から抜き出した質問でございますので、ご答弁を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 伊原議員の質問にお答えします。

スローガンとの乖離についてであります。就任以来2年を経過した現時点におけるスローガンとの乖離に関する所感について申し上げます。私の市政の理念、すなわちビジョン「皆がときめく未来を語るまち美唄」は、単なるスローガンではなく、「未来に持続可能なまちづくり」という市のミッションを達成するための、全ての行政運営における基本的な判断の基準であります。この理念を基に、令和7年度予算の執行は、「市民の暮らしを守る」「事業の優先順位を見直す」「びばいの未来へ投資する」という基本姿勢のもと、計画どおり進められており、スローガンと予算執行との間に乖離を生じていないものと考えているところであります。この「乖離がない」ことの裏付けとして、ビジョンに沿って市民の「安

心」と「希望」の創出に直結する重点施策の進捗を申し上げますと、まず、市民生活の基盤と安全を守り、日々の「安心」を確保する施策につきましては、高齢者が冬季間も安心して在宅生活を送れるよう「間口除雪事業」の対象要件を拡充し、生活支援を強化しております。地域医療の維持という「安心」の確保を守るために、中長期的な医師確保に向けた道内外の医科大学との連携を強化し、総合診療医や研修医等の受入体制の整備を図る一方、地域医療の将来を鑑み、「北海道せき損センターの存続」を基本とした対応について、関係機関との慎重な議論と情報共有を継続する体制を維持しております。さらには、市民の移動手段確保のため、AIデマンドバス「のるーと美唄」の実証運行を継続するなど、持続可能な公共交通体系の実現に向けた取組を、予算をもって着実に推進しているところであります。また、行政効率化と市民の利便性向上を目指し、DX推進計画に基づく美唄市公式スーパーアプリの実装や「書かないワンストップ窓口」の実現といった、未来志向の事業に集中して予算を投下し、行政の質的転換を図っております。さらには、地域の活力を高めるため、新たな結婚支援事業者と連携したサービスの創出や、農業分野における地域活性化起業人の活用によるスマート農業技術の普及促進など、独自の視点による施策を予算事業として具現化し、市の活力を生み出しております。私は、就任以来2年間、掲げたビジョンを形式的なスローガンで終わらせることなく、予算執行という具体的な施策の実行と、市民の心に安心感を醸成する取組の両輪によって、美唄市全域に確かな変化が広がり

つつあることを実感しております。

理念を現実に変えるための「着実な前進」こそが、私の市政の所管であります。今後とも、未来の変化を恐れることなく、全力を尽くして市政運営に取り組んでまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後 0時09分 散会

